

別記関係団体の長 殿

仙台労働基準監督署長

第 13 次労働災害防止推進計画の取組強化について（要請）
（「Safe work 向上宣言」の取組推進）

日頃より、労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、平成 30 年を初年度とする第 13 次労働災害防止推進 5 ヶ年計画（以下「13 次防」という。）は、今年、最終年度を迎えております。

計画の目標は、令和 4 年までに平成 29 年比で死傷者数を 5%以上減少させることにあり、当署としましても目標達成に向けて各関係機関及び関係団体の協力をいただきながら、各種施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、令和 3 年の管内の災害発生状況を見ますと、平成 29 年比で 16%増加しており、13 次防の最終年度の今年は、より一層の取組の強化が求められるところです。

こうした中、宮城労働局では、13 次防の施策の一環として、昨年より「Safe work 向上宣言」の取組を全産業に拡大し、その実施について周知啓発を継続しているところです。

労働災害を防止するためには、経営トップ等の強い意志表示が極めて重要です。この取組は、経営トップ等の災害防止に対する意思表示、具体的取組等を「Safe work 向上宣言」として定め、事業所内へ掲示することで、経営トップの強い意志が事業場全体に浸透し、自社労働者の災害防止に対する意識の高まりが期待できるほか、宮城労働局への登録により労働局 HP に事業場名等が掲載されることで、企業 PR にもつながると考えられます。

つきましては、この「Safe work 向上宣言」の取組の主旨をご理解いただき、傘下会員事業場に対する周知や働きかけ等に特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、「Safe work 向上宣言」の実施・運営要領、実施フローチャート、関係様式等は宮城労働局 HP に掲載しております。不明な点は下記担当者までお問合せください。

問い合わせ先
仙台労働基準監督署
安全衛生課 齋藤、草刈
電話 022-299-9073



別記（関係 10 団体）

1. 公益社団法人宮城労働基準協会仙台支部
2. 公益社団法人宮城労働基準協会塩釜支部
3. 一般社団法人仙台建設業協会
4. 一般社団法人宮城県建設業協会塩釜支部
5. 一般社団法人宮城県建設業協会名亘支部
6. 公益社団法人宮城県トラック協会仙台支部
7. 公益社団法人宮城県トラック協会塩釜支部
8. 公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部
9. 陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部
10. 仙台建設労務管理研究会



宮城労働局では、労働災害撲滅のキャッチフレーズ及びロゴマーク「SafeworK ゼロ災 MIYAGI」の活用をはじめとした「SafeworK向上宣言」の取組を強く推奨しています。

この取組は単なる労働災害ゼロを目指した自主的安全衛生管理活動の推進に留まらず、「働きやすく魅力ある職場の実現を目指す企業・事業主等の意志」を働く方々や地域、取引先等に対して、目に見える形で伝えることができる有効な手段です。

「SafeworK向上宣言」登録によるメリット

本制度の目的は労働災害防止等に向けた事業主の意思を表明する機会の提供ですが、例えば、以下のとおり、制度の趣旨である労働災害防止や職場環境の改善に積極的な事業場であることを内外にPRすることによる効果が期待できます。

1 事業場内の見やすい場所への様式1の掲示等

事業主の意思として事業場内に掲示等することによる労働者や取引先等の理解促進。

2 宮城労働局等のホームページ上で公開

インターネット上で公開することによるPR効果。

3 ハローワーク求人票に「SafeworK向上宣言」事業場である旨を記載

求人票の特記事項欄に記載することによる採用効果。

※ロゴマークは、「SafeworK向上宣言」登録事業場が「労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合」に自由に使用できます。（取扱規定あり）

宮城労働局HP トップページ

言語切替 日本語 ? 文字サイズの変更 標準 大 特大 厚生労働省

厚生労働省 宮城労働局

ホーム

Google カスタム検索 検索

本文へ サイトマップ

事業者のための情報 働く人と働きたい人のための情報 窓口案内 労働局について 監督者・ハローワークについて

- ⚠️ 「小学校休業等対応助成金」の対象期間が延長されます
- 小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口について
- 産業雇用安定助成金に関する情報（動画による紹介）についてはこちらをご覧ください
- 在籍型出向に関する情報（動画による紹介）についてはこちらをご覧ください
- 「産業雇用安定助成金」の創設について～在籍型出向により労働者の雇用維持に取り組む事業者の皆さまを支援します～
- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金についてはこちらをご覧ください
- 雇用調整助成金に係るコールセンターについて
- 雇用調整助成金（コロナ関連特例）に関する情報（動画による紹介等）についてはこちらをご覧ください
- 新型コロナウイルスの最新情報についてはこちらをご覧ください
- 新型コロナウイルスの影響による特別労働相談窓口を開設します
- 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置についてはこちらをご覧ください
- 「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を設置しています

宮城のはたらくあしたを 今日よりもっと

働き方改革 長時間労働の是正 就職氷河期世代支援サイト

健康と安全 「SafeWork」はこちらから 障害者法定雇用率

有期雇用労働者の無期転換

写真提供：(公財)仙台観光国際協会

目的や内容で探す



事業者のための情報



働く人と働きたい人のための情報



各理事業者や自治体等のための情報

最低賃金
853円/時間
令和3年10月1日～
最低賃金の詳細

https://site.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/226.html 職場における安全の確保 | x

Google サイト内検索 検索

ホーム 事業者のための情報メニュー

サイトマップ

職場における安全の確保

- 「Safe Work ゼロ災MIYAGI」
- 「Safe Work 向上宣言」はこちら
- 職場における健康の確保（労働衛生）はこちら

【健康安全課からのお知らせ（イベント・制度改正情報等）】

- 2022年3月16日 規格不適合の墜落制止用器具に関する注意喚起について **【New!】**
- 2022年3月3日 電離放射線防止対策の実施について **【New!】**
- 2022年2月18日 除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について
- 2022年2月15日 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について
- 2022年2月4日 令和4年度全国安全週間のスローガンを募集しています！（厚生省HPへ）
- 2022年1月20日 粉じんばく露防止対策（オンライン講習）の開催案内
- 2022年1月5日 保健衛生業向け・陸上貨物運送事業向け 腰痛予防動画サイトへようこそ ～職場から腰痛と転倒をなくそう～
- 2021年12月22日 変異性が認められた化学物質の取扱いについて（令和3年11月25日付け基発1125第12号）
- 2021年12月1日 要注意！冬の転倒災害！～昨シーズンは転倒災害が多発しています～
- 2021年11月30日 石綿の事前調査結果の報告が施工業者（元請事業者）の義務になります！
- 2021年11月10日 建築物石綿含有建材調査者講習登録機関のご案内
- 2021年11月2日 社会福祉施設（介護施設）における労働災害防止に向けたより一層の取組について（協力依頼）
- 2021年11月2日 食品スーパー及び総合スーパーにおける労働災害防止に向けたより一層の取組について（協力依頼）
- 2021年10月27日 陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けたより一層の取組について（協力依頼）

Get Adobe Acrobat Reader
サイト内のPDF文書をご覧になるには Adobe Readerが必要です。

あんぜんプロジェクト
あんぜんプロジェクト

「SafeworK向上宣言」登録要領（簡易版）

1. 登録までの流れ（事業者等の実施事項）

ステップ1 様式1「SafeworK向上宣言」を作成し、事業場内の見やすい場所に掲示する。（事業場内外に表明）

※安全衛生委員会等の場で労働者意見を聴取し、宣言内容は理解し易く、簡潔、かつ、具体的なものを。（別添宣言例参照）

ステップ2 ステップ1の表明事項をはじめとした労働災害防止活動や職場環境の改善等を積極的に推進する。

ステップ3 様式2「安全衛生管理自己診断」を実施する。
→改善すべき事項がある場合には改善する。

※本制度は労働者の労働災害防止意識の向上を目的の一つとしていることから、作業員や安全衛生に係る管理者に対する計画的な教育・研修の実施に特に留意を。

ステップ4 様式1及び様式3「SafeworK向上宣言登録シート」を宮城労働局にメールにて提出する。

※ホームページ掲載を希望する場合のみ。ホームページ掲載は任意。
希望しない場合は提出を要しない。

◎登録先アドレス：kenkouanzenka-miyagikyoku@mhlw.go.jp

◎送付メール件名：「SafeworK向上宣言」登録（事業場名）

※メール提出が困難な場合は、宮城労働局労働基準部健康安全課に郵送可
（郵送先：〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎8階）

（5）宮城労働局（本事業事務局）から、様式4「登録番号通知書」により登録番号が通知される。

※詳細は宮城労働局ホームページにて「SafeworK向上宣言」実施・運営要領等をご確認ください。



※登録様式や実施・運営要領等は、宮城労働局ホームページから入手できます。

「宮城労働局 セーフワーク向上宣言」で 又は、下記URL・右記QRコードから

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20200601safeworkkojo-0saimiyagi.html>



(例)

様式1

宣言日 令和 年 月 日



様式3

「労働局提出用」



事業場名

労働商事株式会社

SafeworK 向上宣言

- 1 年間安全衛生計画を作成して、計画的に安全衛生活動を行います。
- 2 安全衛生委員会で十分に検討し、社員の声を反映した対策を実施します。議事録は速やかに周知します。
- 3 人財育成のため、資格取得、担当業務や経験に応じ、能力向上も含めた社員教育を積極的に実施します。
- 4 4S（整理、整頓、清掃、清潔）を徹底し、転倒災害を防止します。

宮城労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設労働災害防止協会宮城県支部、防上労働災害救済センター

SafeworK 向上宣言登録シート

宮城労働局労働基準部健康安全課 行

下記のとおり、「SafeworK 向上宣言」を登録し、①から④までの事項及び様式1について宮城労働局ホームページ等への掲載を希望します。

① 登録番号 (登録後付与)	
②宣言日	令和 年 月 日
③事業場名	※ ふりがなを付けて下さい。
業種(具体的に簡明に記入願います)	
連絡先電話番号	
右事項の□にチェックを入れて下さい。(レ又は■)	<input type="checkbox"/> 様式1「SafeworK 向上宣言」を作成して、事業場内に掲示するなどして社内外に発信しました。 <input type="checkbox"/> 上記宣言に際して労使間で内容を確認しています。 <input type="checkbox"/> 様式2「安全衛生管理自己診断」を実施しました。
右の団体に加入し	<input type="checkbox"/> 中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター

登録は支店長・工場長・営業所長等、所属事業場の代表者でも可能。

←上の「様式1」、「様式3」を労働局あてメールにて御提出ください。

※「様式1」は「労働局提出用」と「事業場内掲示用」の2種類がありますのでご注意ください。

様式2「安全衛生自己診断」の提出は不要です。

様式2

SafeworK 向上宣言「安全衛生管理自己診断」シート

必須事項に改善を要する場合は早急に改善してください。

番号	自己診断事項	診断結果 (○・×)	改善 月日
1 経営トップとしての取組について			
(1)	安全衛生管理活動状況を把握し、その状況を踏まえてセーフワーク宣言を内外に発信していますか。		必須事項
(2)	安全衛生年間計画は、期待される結果が得られるよう、きちんと記録に残しながら、Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善)のサイクルを回していますか。		/
(3)	経営トップとして、安全衛生管理活動に必要の支援を行っていますか。		必須事項
2 安全衛生管理体制について			
(1)	安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等は、法定の職務を行っていますか。		必須事項
(2)	(法定の安全管理者等の選任資格がない事業場のみ回答) 労働10人以上の労働者を使用する作業(各種設備の点検、委員等小売業、燃料小売業を除く)、社会福祉施設、学校などは、安全管理者を選任していますか。また、その他の事業場でも、安全衛生担当者を配置し、安全管理者に準じた職務を行わされていますか。		必須事項
3 危険の「見える化」について			
(1)	機械設備や作業における危険をわかりやすく周知するため、危険の「見える化」を行っていますか。		/
4 作業上のリスクの洗い出しと計画的な改善について			
(1)	作業マニュアルを作成していますか。(定常作業、非常時作業の両方とも作成しましょう。)		/
(2)	作業マニュアルからリスクの洗い出し・検討を行っていますか。		/
(3)	洗い出し・検討後に把握したリスクについて、具体的な計画的な対策(リスクの排除・低減)を行っていますか。		/
5 安全衛生教育の実施について			
(1)	雇入れ時教育や職場等教育、特別教育などを各職種に実施していますか。		必須事項
(2)	危険有害業務従事者教育や安全管理者等に対する能力向上教育などをおおむね5年ごとなど一定期間に実施していますか。 (新規採用時などでは各職種等・労働事業場を実施しています。安全衛生年間計画を作成するなどして、計画的な労働者教育を実施しましょう。)		/
(3)	派遣労働者、外国人労働者などに対して、教育内容の確保・定常状況を確保し、必要に応じて再教育・追加教育を行っていますか。		/
(4)	高齢な労働者に対し、再教育や能力向上教育を行っていますか。		/
6 健康管理について			
(1)	法定の健康診断を実施していますか。		必須事項
(2)	健康診断に異常の所見が認められた労働者について、医師から受診勧告を行い、必要な措置を実施していますか。(産業医の選任が義務付けられていない事業場は、各地区に設置されている地域健康保健センターが利用できます。)		必須事項

(例)

宣言日 令和 年 月 日

様式1



事業場名

労働商事株式会社

代表者職氏名

(自筆で署名し)

代表取締役 安全太郎

SafeworK 向上宣言

当社は、社員と取引先の皆様が健康
安全に働ける職場を目指します。

【基本方針】

- ①構内では誰もが安全を最優先に行動する。
- ②ムリ・ムダ・ムラに気付いたら責任者に報告する。
- ③基本動作を徹底し、特に墜落・転落災害を防止する。
- ③リスクアセスメントを行い、作業手順書を作成する。

←※「事業場内掲示用」には代表者職氏名欄があります。